

# 研・学9条の会ニュース No. 80

2023年6月発行

〒300-2667 つくば市中別府 591-7

電話/Fax 029-847-3884

(<http://peace.arrow.jp/tsc>)

## 【見送られた「学術会議法」の改悪について】

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人 手島 昌己

4月20日、岸田政権は日本学術会議法改悪案を国会に提出することを見送りました。政府の改悪案は学術会議会員の選考の過程で、政府が関与できる仕掛けを組み込み、学術会議の独立性を奪う危険な内容でした。日本学術会議は4月18日の総会で「政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の第211回国会（通常国会）への提出をいったん思いとどまり、日本学術会議のあり方を含め、さらに日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべきである」という内容の勧告を全会一致で決議しました。

### 各界から再考を求める声

政府が昨年12月に学術会議法の改悪方針を示して以降、学術界から「学術会議の独立性が損なわれる」として再考を求める声明が続出し、今年2月には学術会議の歴代会長5氏や日本のノーベル賞受賞者8氏が声明を発表していました。さらに日本のノーベル賞受賞者の声明を支持するとして、海外のノーベル賞受賞者61人が共同声明(4月13日)を発表しました。こうした各界の声明が政府を追い詰め、学術会議の勧告という強い意志の表明によって岸田政権が動かされたのです。

### 政府案は学術会議の選考に不透明な干渉

現行の学術会議法は、学術会議が新会員の候補者を選び首相に推薦し、首相は形式的に任命する仕組みになっています。しかし、政府案では、会員選考に際して、外部の第三者で構成する「選考諮問委員会」を新設し、学術会議が推薦した会員名簿を委員会に諮問し、その意見を尊重しなければならないと規定されています。そこで懸念されるのは、諮問委員の構成です。諮問委員は首相が議長を務める総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員らと協議のうえで学術会議会長が任命するなど規定されており、政府や財界

の意向に沿った人事へと介入できる仕組みをつくるものです。

### 見送られた政府案

岸田首相は記者団に「改めて学術会議と丁寧に議論し、早期に結論を得るよう伝えた」と語りましたが、後藤担当相は学術会議を「民間法人とする案を俎上に載せ、再度議論を進めたい」と述べました。

毎日新聞は、「日本学術会議のあり方を検討している自民党プロジェクトチームなどの合同会合で、出席した鈴木英敬内閣府政務官は、学術会議の組織形態などについて議論する有識者懇談会を新たに設置する方針を示し、学術会議を国から独立した法人とする案も俎上に載せて早期に結論を得るとの政府方針を改めて説明した」という記事を報道しました。このように、学術会議を政府の進める政策に従わせる企ては続いています。

### ナショナルアカデミーの役割は

日本のノーベル賞受賞者8氏の声明では「学術は人類が手にしている 崇高な知的営みであり、その発展は人類の進歩と福利を実現するための不可欠の条件です。各国にはナショナルアカデミーが存在し、それぞれの国の学術を代表するとともに、世界の学術界と連携することにより、人類の福利に貢献する国際的公共財を構成しています。成熟した先進国の政府は、ナショナルアカデミーの活動の自律を尊重し、介入しないことを不文律にしてきました。」と記されています。

学術会議は、政府から自立してこそ、国民の福利に貢献できるのです。大軍拡と学術会議法の改悪は同時期に行われようとしています。学術会議の独立を守るたたくいは、戦争国家づくりを拒むうえでも重要な意義があります。

3.11から12年

## 今年もつくばで集会

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 世話人 山本千秋

### 【3.11集会の流れ】

2011年3月11日に起きた巨大地震と津波による福島第一原発事故から12年間、私たちは事故の翌年から毎年、被災した福島の方々を励まし、東海第二原発をはじめすべての原発の廃炉を求めて「3.11集会」を続けてきました。また、時々の政治の動きを受け止め、核も戦争もない平和な社会を願って「護憲」も掲げてきました。

集会の呼びかけ団体は「9条改憲NO！市民アクションつくば連絡会」で、私は主催者あいさつを行いました。つくば市内にある憲法9条の会、研・学9条の会、平和委員会、農民組合、土浦民商、年金者組合、東海原発いらない首都圏ネット、新婦人、政党など12を超える団体が訴えを行いました。今年の集会名は『3.11から12年 さよなら原発！守ろう憲法！つくば集会』でした。

### 【さよなら原発は今】

2011年、運転期間が40年を過ぎた福島第一原発の重大事故を受けて、「原子力発電所の運転期間は40年とし、一回限り60年までの延長ができる」というルールが導入されました。ところが最近、原子力規制委員会は、40年60年のルールを変え、60年を超える運転も可能とする方針を打ち出しました。これは、岸田政権の原発回帰の動きに呼応したもので、廃炉になるはずだった原発が、あちこちで稼働することになります。世界有数の地震・津波国の日本で、これまでのルールを超えた原発の稼働、まして新規建設などへの方針の大転換は決して許されるものではありません。原発は核廃棄物の処理方法を持っていませんから、一刻も早く廃棄して自然エネルギーに切り替えるべきです。

### 【守ろう憲法はどうか】

徹子の部屋でタレントのタモリさんが、2023年がどんな年になるかを問われ、「新しい戦前」になるのでは、とつぶやきました。的を射たコメントだと感じました。岸田政権は、昨年暮れに国家安全保障戦略など「防衛3文書」を閣議決定しました。これは歴代政府が掲げてきた「専守防衛」の原則を投げ捨てるもので、「敵基地攻撃能力」の保有に踏み込むなど、戦後の安保政策を大転換し、5年間で43兆円、GDPで1%→2%という大軍拡を宣言しました。5年後の防衛予算は11兆円に倍増します。

この方針がなにより危険なのは、日本への攻撃が無くても、アメリカが海外で戦争を始めたなら、自衛隊が米軍と一緒に「敵基地攻撃」を行うというところにあります。そんなことをすれば、相手国は日本から先制攻撃を受けたと見なし日本に向けた報復攻撃が起こります。国土は戦場になってしまいます。

### 【進むべき道は】

評論家の故加藤周一さんは、「戦争の準備をすれば戦争の確率が高まる。平和を望むならば平和の準備をすべきだ」と言われました。「あらゆる紛争は国連憲章に基づき平和的な話し合いで解決する。排除の論理でなく地域の全ての国を包み込む原則で平和の枠組みを作っていく」。憲法9条の趣旨はここにあり、この道しかないと思います。今年の3.11集会が、時宜を得たものであったことを再確認し、現在の政治的危機とその解決の道について、広く訴えていく活動を進めていきましょう。

(2023.06.10)

『3・11から12年 “さよなら原発！守ろう憲法！”つくば集会  
2023.3.11(土) 11:30- / つくば市センター広場



集会オープニングの演奏と開会挨拶をする主催者代表の山本千秋さん。



メインゲストとして招かれた鴨下美和さん。福島から幼い子供等と自主避難したときの体験が話されました。鴨下さんと子供達を描いた絵画も展示されました。

# 福島原発事故由来の除去土壌の再生利用するための「実証試験」について

## いくつかの疑問

研・学9条の会 世話人 手島 昌己

福島原発事故によって、福島県内では、除染に伴う放射能を含む除去土壌や、除染廃棄物が大量に発生しました。環境省は、これらの除去土壌や廃棄物等を最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として「中間貯蔵施設」を福島第1原発の周囲に作りました。この施設に集積された除去土壌の再生利用処理を行うために、昨年「実証試験」を福島県外の下記の3カ所で始めようとしてきました。

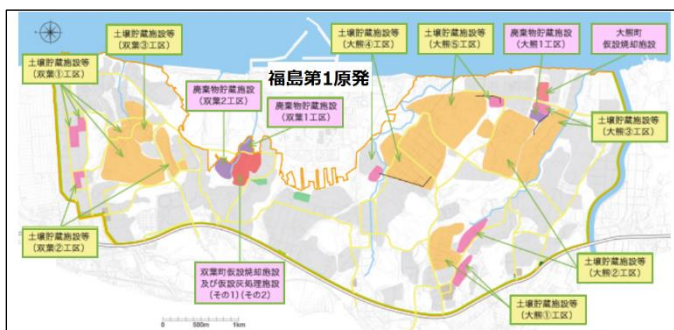
- 環境調査研修所（埼玉県所沢市）
- 新宿御苑管理事務所（東京都新宿区）
- 国立環境研究所（茨城県つくば市）

先行した所沢市と新宿御苑の計画は、周辺住民等の反発が強いため、現在中断しています。つくば市の場合、住民説明会を行っておらず、具体的には進んでいないようであります。

私は、この「実証試験」について、その目的や、何を実証しようとしているのか疑問が生じたので、環境省のホームページで調べてみました。

### 放射能汚染物質の中間貯蔵施設とは

中間貯蔵施設は総面積が約 1,600ha の広さで、下図のように事故を起こした福島第一原発を取り囲むように設置されています。



環境省・中間貯蔵施設サイトより

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>

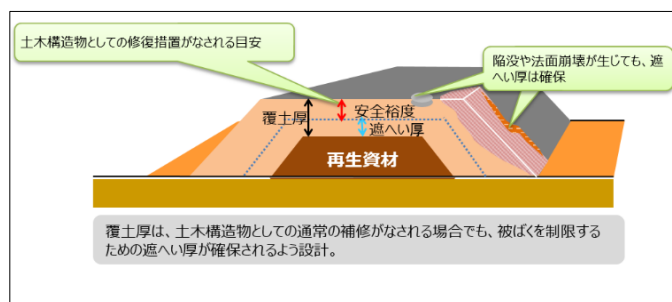
2022年2月末までに搬入した除去土壌等のうち、土壌が93.9%、可燃物は4.0%、焼却灰1.6%です。除去土壌について、搬出時に仮置場等で測定した表面線量率及び重量によって換算した放射能濃度の分布を見ると、8,000Bq/kg以下が75.8%を占めています。

中間貯蔵施設敷地の79%が民有地で30年以内に返還する取り決めになっています。土壌を貯蔵するためのエリアは102haを占めています。これまでに搬入・保管された除去土壌は約1,330万m<sup>3</sup>(2022年)とされています。

この施設から県外の最終処分施設に移送する除去土壌の総量を減らすために、環境省は8000ベクレル/kg以下の除去土壌を再生利用する方針です。

環境省の説明によれば、この除去土壌の再生利用とは、下図に示すように「道路や花壇などの公共工事で盛土として埋め立て、その上に覆土等して、飛散・流出の防止及び遮蔽し、記録の作成・保管等を適正に管理する」処理です。

私は以下の2つの疑問があります。



環境省・中間貯蔵施設サイトより

### 放射能汚染物は「分散させず集中管理」では？

そもそも、除染は広く放射能で汚染されたエリアで、表層の土壌を削り取り、そのエリアの住民の被ばくリスクを低減する目的で実施されました。回収された除去土壌を「再生利用」と称して汚染されていない不特定の場所に埋設するということは、汚染エリアを広げることになるのではないのでしょうか？ 一般的に放射性物質は「分散させず集中管理する」ことが原則なので、8000ベクレル/kg以下の低レベルとはいえ、放射能で汚染された土壌を全国に拡散する再生利用には問題があります。

除去土壌に含まれている放射性物質(大半はセシウム137)の半減期を考慮すると、再生利用の事業として、道路などに大量の除去土壌を埋設した場合は、100年

単位の長期間の管理が必要です。その間、補修・災害などの理由で、道路が掘り起こされる工事も想定され、慎重な工事が必要で、飛散リスクが大きくなります。

この事業は「放射性物質汚染対処特措法」に基づいていますが、福島県内で回収した除去土壌は最終的には県外に搬出し、福島県外で回収した除去土壌は各県内で処分しなさいという方針にも疑問があります。他県の住民が、福島県の除去土壌の受け入れを拒否していることに、国は傾聴するべきです。

#### 放射能汚染物のクリアランス基準について

放射能汚染物質の管理は、原子炉等規制法に基づき核種に応じてクリアランス基準が定められています。セシウムの場合 100 ベクレル/kg 以上の場合は「放射性廃棄物」として扱われ、厳重に管理することになっており、それ以下の放射性廃棄物は一般材料として加工しても良いことになっています。しかし、除染のために回収された土壌については、核種がセシウムであるにもかかわらず、クリアランス基準を 8000 ベクレル/kg に引き上げ、それ以下の除去土壌は再生利用という埋設処理ができるようにしました。

除去土壌の主な核種は、セシウム 134（半減期約 2 年）とセシウム 137（半減期約 30 年）ですが、原発事故から 12 年経過した現在では、セシウム 134 は約 1/64 に減衰したのに対して、セシウム 137 は半減期が 30 年のため、ほとんど減衰していません。したがって、現在の除去土壌の主な核種はセシウム 137 が占めています。8000Bq/kg のセシウム 137 が 100Bq/kg 以下に減衰するのは約 190 年先になります。公共工事とはいえ、道路のような場所に埋設したセシウム 137 が

飛散しないように 190 年間、管理することは可能でしょうか。

「放射性物質汚染対処特措法」という法律自体が、放射性物質の拡散を進めるものになっているのではないのでしょうか。

この再生事業に関する IAEA の最終報告書「放射性セシウム 8,000 ベクレル/kg 以下のものについて、追加的な措置なく管理型処分場で埋立てを実施することについて、既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれている」を根拠に環境省は実施しようとしています。しかし、道路埋設は「追加的な措置なく管理型処分場」という定義あてはまるのでしょうか？

「除去土壌の問題は、福島県だけの問題ではなく全国的に取り組まなくてはならない課題である」として、政府が国民に受け入れを強要することは許されません。除去土壌の減容化を目的とする「再生利用」に安全上問題はないのか、しっかりと説明する必要があります。

除去土壌の再生利用のための「実証試験」で何をどのように証明しようとしているのか？ よくわかりません。その目的を明確にする必要があるのではないのでしょうか。

注)

- ・原子炉等規制法の 100 ベクレル/kg は「廃棄物を安全に再利用できる基準」
- ・放射性物質汚染対処特措法の 8,000 ベクレル/kg は「廃棄物を安全に処理するための基準」

事務局より

ニュースへの原稿を随時募集しています。

- ・憲法 9 条などへの思いなど
- ・平和運動の体験など
- ・憲法や平和などの川柳など

9 条の会ニュースの配布は、メールアドレスを登録されています方は、電子メールで、それ以外の方は郵送しています。

本会では「安倍 9 条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名」をお願いしています。

これまでの賛同者数 851 名 (2021 年 3 月現在)

会へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/FAX : 029-847-3884、

手島昌己 : e-mail: [amx01837@mail2.accsnet.ne.jp](mailto:amx01837@mail2.accsnet.ne.jp)

原稿を募集しています。

日頃の生活の中で感じたこと、ニュースを読んで感じたことなど、短い文章でも構いません、お待ちしております。